



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 看護職員の収入増の必要性に関する意見書 公的価格評価検討委員会に提出 全ての看護職員の抜本的な処遇改善が必要

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員 76 万人）は、政府が看護師等の収入の引き上げについて議論を行っている公的価格評価検討委員会に、看護職員の収入増の必要性を訴える意見書を 11 月 25 日に提出しました。

看護師等の収入引き上げは、政府が先月公表した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」でも示されており、同検討委員会において検討が進められていることから意見書を提出しました。

本会は、現在の看護職員の処遇はその業務内容に見合っていないと考えています。看護職員の不足の問題は長く議論されてきましたが、なお解決が見られていません。一方で、保健、医療、福祉、介護の各領域で看護職員の活躍が期待されています。

今こそ、すべての看護職員の処遇を抜本的に改善し、看護職員が魅力のある、そして生涯を通じて働くことのできる職業として認知されなければ、国民の生命と健康を守ることはできないのです。

本会は、これを実現するための方策として意見書で以下の 2 点の実現を求めました。

報道関係の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

※意見書の概要は次頁を、全文は公式サイト (<https://www.nurse.or.jp/>) を参照

1. 40 代前半での看護職員と一般労働者の賃金格差月額 7 万円を解消するため、①及び②の措置を実施し、併せて医療職俸給表（三）の級別標準職務内容を改善する。

① 各年齢層にわたる基本給引上げによるベースアップの実現

② 管理的立場にある看護職員及び高度な専門性を有する看護職員を適切に処遇できる賃金体系の導入

医療職俸給表（三）において

- ・ 副看護師長、主任看護師を 3 級に、看護師長を 4 級に位置付ける
- ・ 認定看護師等高度な専門性を有する看護職員を 3 級以上に位置付ける

2. 看護職員の処遇改善に必要な財源を確保するため、診療報酬、介護報酬等において加算等の措置を実施する。その際には、加算分が確実に看護職員に賃金として支払われる仕組みとし、看護職員のキャリア構築に資する、職責と能力に応じた給与表の適用を含む算定要件を設定する。

## 看護職員の収入増の必要性に関する意見書（概要）

厳しい医療現場で働く看護職員の賃金は、国家資格を有する専門職としての職責や職務に見合っていない。

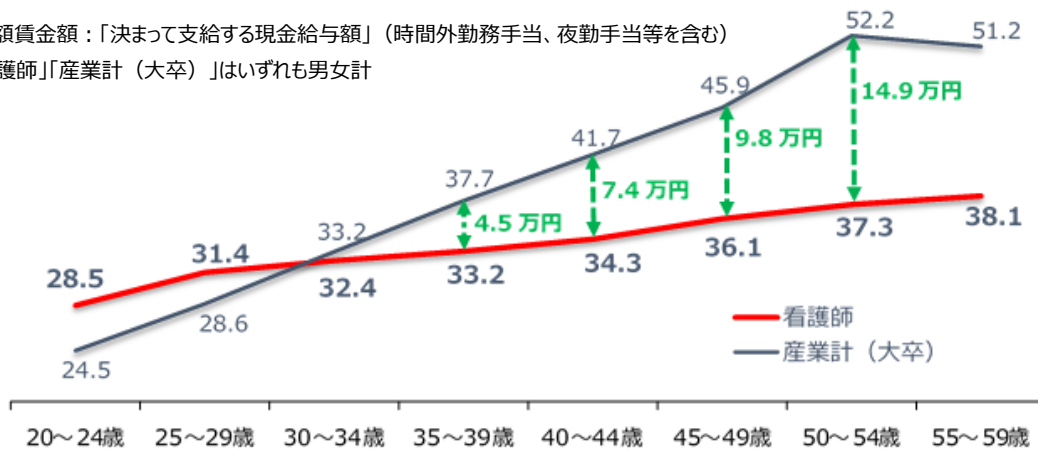
看護職員の賃金水準は、20代前半では全産業平均より賃金は高めであるが、30代以降には逆転し、年齢層として就業者が最も多い40代前半では約7万円の開きとなり、この差は年齢を重ねるにつれ拡大していく。

令和2年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

単位：万円

※月額賃金額：「決まって支給する現金給与額」（時間外勤務手当、夜勤手当等を含む）

「看護師」「産業計（大卒）」はいずれも男女計



人事院が定める、国家公務員の看護職員に適用され、民間の看護職員の賃金に大きく影響している医療職俸給表（三）では、新人から副看護師長まで約8割の看護職員が2級に留め置かれ、賃金カーブは非常に緩やかである。高度な専門性を有する認定看護師等ですら2級である。40～50人の職員を従え、1つの病棟を管理する看護師長になって初めて3級に昇格する。

職務、職責、能力に応じ、全ての看護職員に専門職としてふさわしい処遇を行うべきである。

**1. 40代前半での看護職員と一般労働者の賃金格差月額7万円を解消するため、①及び②の措置を実施し、併せて医療職俸給表（三）の級別標準職務内容を改善する。**

- ① 各年齢層にわたる基本給引上げによるベースアップの実現
- ② 管理的立場にある看護職員及び高度な専門性を有する看護職員を適切に処遇できる賃金体系の導入

医療職俸給表（三）において

- ・ 副看護師長、主任看護師を3級に、看護師長を4級に位置付ける
- ・ 認定看護師等高度な専門性を有する看護職員を3級以上に位置付ける

**2. 看護職員の処遇改善に必要な原資を確保するため、診療報酬、介護報酬等において加算等の措置を実施する。その際には、加算分が確実に看護職員に賃金として支払われる仕組みとし、看護職員のキャリア構築に資する、職責と能力に応じた給与表の適用を含む算定要件を設定する。**